

宇多天皇・菅原道真と太政官政務

古尾谷知浩

はじめに

本稿は、宇多天皇の所謂親政期および譲位後の太政官政務において、菅原道真がどのような役割を果たしていたのかを明らかにすることを目的とする。『寛平遺誡』には、「右大将菅原朝臣者、是鴻儒也。又深知政事。朕選為博士多受諫正。仍不時登用以答其功。」とあって、道真は文章博士として諫正を行ったことにより登用されており、公卿に昇った後もしばしば天皇に対して進言を行っている。その限りで、道真は宇多を補佐していたと言える。しかし、太政官政務の中でそれがどの程度の役割だったのかという点については検討が必要であると思われる。そこで、本稿では諫正の実例として著名な寛平六年（八九四）の遣唐使派遣問題と寛平八年の検税使派遣問題について取り上げるとともに、宇多の譲位後における道真の権能について考察することにより、上記の課題について考えていきたい。

第一節 宇多親政期

一 遣唐使派遣問題

寛平の遣唐使に関わる主要史料は、以下の二点である。

【史料一】『菅家文章』一〇牒状、寛平六年七月二二日「奉勅為太政官報在唐僧中確牒」（以下「太政官返牒」と略称）

太政官牒在唐僧中確報上表状

牒。奉勅、省中確表、悉之。久阻兵乱、今稍安和。一書数行、先憂後喜。腦源茶等、准状領受。誠之為深、溟海如浅。来状云、温州刺史朱褒、特發人信、遠投東国、波浪眇焉。雖感宿懷、稽之旧典、奈容納何、不取固疑。中確消息、事理所至、欲罷不能。如聞、商人說大唐事之次多云、賊寇以来、十有余年、朱褒独全所部。天子特愛忠勤。事之髣髴也。雖得由緒於風聞、苟為人君者。孰不傾耳以悅之。儀制有限、言申志屈。迎送之中、披陳旨趣。又頃年頻災、資具難備。而朝議已定。欲發使者、

弁整之間、或延^三年月^一。大官有^レ問、得^レ意叙之者、准^レ勅牒送、宜^レ知^三此意^一。沙金一百五十小両、以賜^三中權^一。旅庵衣鉢、適^三支三分銖^一。故牒。

寛平六年七月廿二日 左大史云々

【史料二】『菅家文章』九奏状、寛平六年九月一日「請令公卿議定遣唐使進止状」（以下「道真奏状」と略称）

右臣某、謹案^下在唐僧中權、去年三月附^三商客王訥等^一所^レ到之録記^上、大唐凋弊、載^レ之具矣。更告^三不朝之間^一、終停^三入唐之人^一。中權雖^三区々之旅僧^一、為^三聖朝^一尽^三其誠^一。代^レ馬越^レ鳥、豈非^三習性^一。臣等伏檢^三旧記^一、度々使等、或有^三渡海不堪^一命者、或有^三遭^レ賊遂亡^レ身者^一。唯未^レ見^三至^レ唐有^三難阻飢寒之悲^一。如^三中權所^レ申報^一、未^レ然之事、推而可^レ知。臣等伏願、以^三中權録記之状^一、遍下^三公卿博士^一、詳被^レ定^三其可否^一。国之大事、不^三独為^レ身^一。且陳^三欵誠^一、伏請^三処分^一。謹言。

寛平六年九月十四日 大使参議勘解由次官從四位下

兼守左大弁行式部權大輔春宮亮菅原朝臣某

これらの研究については、増村宏^②、石井正敏^③の精緻な解釈を踏まえた渡邊誠^④の理解が現時点での到達点であろう。増村説、石井説を一部修正した渡邊の説に大筋で異存はなく、本稿は多くをこ

れらに負っているのであるが、遣唐使問題についての太政官における意志決定過程という観点で史料を見直すと、一部修正補足できると考える。

まず、【史料一】「太政官返牒」について。これは、在唐僧中權が、温州刺史朱褒が遣唐使の派遣を求めて使者を日本に遣わすことを伝えた「上表」（「消息」とも。以下、「中權上表」と称する）に対する太政官の奉勅による返牒である。勅の根幹は「遣唐使について」朝議已定。欲^レ發^レ使者。弁整之間、或延^三年月^一。大官有^レ問、得^レ意叙之。」ということである。

これは菅原道真が起草したものであるが、その経緯について、増村宏は「前者（古尾谷註…「太政官返牒」）は『左大史』の名において『勅を奉じて太政官の為め』に起草した文書であり……。」「前者はわが朝廷の方針によって道真が『左大史』に代つて起草した太政官牒であり……。」として^⑤いる。しかし、左大史が一から起草すべき文は官牒の地の文であつて、大部分は勅の引用である。これは本来的には左大史が起草すべきものではない。道真が行ったのは宇多天皇の意を受けて勅の文を代作したのである。それを太政官に下して左大史名義で官牒を完成させることになるのであるが、道真は地の文の一部も合わせて作文したということになる（この意味で、『菅家文章』における標題に「奉勅為太政官」とあつても問題はない）。

さて、道真が起草した勅が太政官に下されるにあたり、太政官

側でそのまま道真が奉じたとは考え難い。当時道真は参議左大弁で、上卿にはなれない。中納言以上の誰かが上卿として奉勅し、弁官を通じて左大史に返牒作成を命ずることになっていたはずである。現状の【史料一】「太政官返牒」には、上卿が宣したとの文言がないが、それは道真が起草した時点では誰が上卿になるかはわからないため、書いていないに過ぎないと思われる。最終的に左大史が奉つて官牒を作成する段階で上宣の文言が書き加えられることになる。一方、日下に署名する予定の史は道真が起草した時点で左大史と特定されているが、これは想像するに上卿の宣を左大弁としての道真がうけ、これを左大史に伝宣することについては、道真にとつては既定のことだったからであろう。

以上のような手順が想定されるので、この「太政官返牒」は宇多天皇と道真との間だけで処理されたものではなく、奉勅で正式に太政官を経由して出されることになっていたものである⁷⁾。この中で遣唐使について「朝議已定。欲^レ發^レ使者。」と明記されているので、遣唐使の派遣は「太政官返牒」起草以前に正式に太政官の議定を経て決定されていると認められる。宇多天皇とその周辺の少数の者のみで決定されたものとは考えがたい⁸⁾。そのような「密室」での決定を前提として起草された勅が上卿のところにもたらされて、文面に「朝議已定」などとあったならば、かなり不自然と言わざるを得ない。なお、公卿の議定にかけられているのであるから、議論の前提となる「中權上表」は議政官に開示され

ているとみるべきである。

次に、【史料二】「道真奏状」について。これは、「在唐僧中權去年三月附商客王訥等所到之録記」（以下「中權録記」と称する）に、唐の彫弊により遣唐使は停めるべしとあることから、「臣等伏願以^三中權録記之状^一、遍下^三公卿博士^一、詳被^レ定^三其可否^一。」と、「中權録記」を開示して公卿議定をおこなって遣唐使派遣の可否を再検討すべきであると進言したものである。このことからすると、先の「朝議」では「中權録記」は開示されていないということになる。したがって、「中權上表」と「中權録記」は別のものということになる。

渡邊誠説に至るまで、従来の多数説は、「中權上表」と「中權録記」は同じものであるとしている⁹⁾。別のものだとすると、「中權上表」は遣唐使派遣を促すもの、「中權録記」はそれを停めようとするものであるから、これを整合的に理解する必要があるが、想像するに、「中權上表」は朱褒の意向を伝達することが目的のものである、中權の個人的な反対意見を書き加えるのは憚られ、これとは別に「中權録記」を送ったのではないかと思われる。

以上のことから、道真は遣唐使派遣の朝議決定がなされた後に「中權録記」に接し、派遣の不可なることを認識し、「中權録記」を開示して再度公卿に議定させることを請うたのだと考えられる。なお、通説の如く、「中權上表」と「中權録記」が同じものだったとしても、朝議決定後、道真が自らの意志で宇多に対し公

卿に再議させることを要請した、ということは言える¹⁰⁾。本稿の趣旨においては、この点が認められれば両者が同一か否かという問題は実は論旨に影響はない。

ここで道真の役割を整理するならば、最初の朝議より先に宇多に進言したわけではなく、宇多からの諮問に答えたわけでもない。公卿議定を要請しただけであって直接的には宇多の翻意を促そうとしたわけではなく、周知の通りその後も遣唐大使の任は解かれていないので拒否権があったわけでもない。道真に関白詔は出されていないので、「必先諮稟」とされた「関白」の権能と異なるのは当然であるが、宇多と太政官との間の意志伝達制度の中で影響力を行使したわけではなく、また、宇多が諮問して道真に意見を求めたわけでもない。道真が自身の判断で奏状を提出したということになるのである。

二 検税使派遣問題

ここで扱うのは、『菅家文章』九奏状、寛平八年七月五日「請令議者反覆検税使可否状」である。これは検税使の派遣について当時中納言の道真が反対意見を述べたものであるが、公卿議定との関係がわかる部分だけを抜粋すると次の通りである。

臣某謹言。件検税使始議之日、臣奏曰「……若遣此使者、頗有物煩歟。」其日、大納言源朝臣以下二三人同有不快之

氣。其後、令重議之場、大納言奏「……」。參議源希朝臣等「……」。臣某亦復如是。其後、使定之日、臣須暫止。其点使事、尽愚心以窮可否。而未得量決之間、依有所疑、猶予不奏。議畢之後、伏思起慮、欲罷不能。……。

冒頭で、「始議之日」とあるので、この問題は最初から公卿議定にかけられている。その日の道真の奏は、公卿議定とは別に奏上されたようにもみえるが、太政官の議定では、各公卿の意見はそれぞれ奏上されるのであるから、大納言源能有の意見などと同じく、公卿の意見の一つとして奏上されたとみるべきである。そして、二度目の議定も行われたが、その後で道真は考え直して、あらためて宇多に意見具申を行ったものである。

これも遣唐使派遣問題の場合と同じく、道真は公卿議定にかけられる前に進言を行ったわけではない。また、宇多の翻意を促したわけではなく再度公卿議定にかけることを求めたものである。太政官政務のシステムの中で影響力を行使したわけではなく、宇多からの諮問に答えたわけでもない。道真の自主的な判断で意見具申を行ったのである。

第二節 宇多讓位後

周知の如く、宇多天皇から醍醐天皇への代替わりの際、讓位詔において藤原時平と菅原道真に、新帝が幼少の間、奏上宣下に關する特別の権能が与えられた。以下、関係史料を掲出する。

『日本紀略』寛平九年七月三日条

少主未_レ長之間、一日万機之政、可_レ奏可_レ請之事、可_レ宣可_レ行云々。

『菅家文章』九奏状、「上太上天皇請令諸納言等共參外記状」

可_レ奏可_レ請之事、且誨_二其趣_一、奏_レ之請_レ之。可_レ宣可_レ行之政、無_レ誤_二其道_一、宣_レ之行_レ之者。

後世の史料の中には、ここで二人に与えられた権能を「内覽」であるとするものがある。¹¹⁾しかし、宇多が藤原基経に与えた関白の権能は、「応_レ奏之事、応_レ下之事、如先諮稟_与。」であつて、天皇と太政官との間で奏上宣下する案件を事前に「諮稟」することであつた。時平と道真に与えられた権能は、奏上宣下そのものを行ふことであつて、事前の「諮稟」ではない。¹²⁾「内覽」ではなく山本信吉が言うように「官奏候侍制」とする方が適切であろう。¹³⁾

おわりに

以上みてきたように、宇多親政期において、太政官が関わる案

宇多天皇・菅原道真と太政官政務（古尾谷）

件について、道真は宇多から公卿議定より前の諮問は受けていない。確かに「諫正」は行つているが、事後に、諮問無しで、自身の判断で意見具申しているのである。いかに宇多の側近であつたとしても、太政官政務については内々にも相談はされていなかったのである。逆に、宇多の立場からすれば、道真に対して一貫して公卿の一員としての補佐しか求めていない。遣唐使に関する「太政官返牒」作成において道真にさせたことは単なる作文である。しかも、その後の経緯にみられる如く道真の進言を容れないことさえあつた。それは宇多が讓位に際して命じた、醍醐に対する補佐の件も同様で、納言の一員として行つていたことを時平と道真に限定するというに過ぎなかつたのである。

このことは、宇多が、敦仁親王（醍醐）立太子や自らの讓位のような、太政官が関与すべくもない事項について、事前に道真に相談していることと対照的である。¹⁴⁾宇多が道真に求めていたのは、「外」の太政官政務に関する補弼ではなく、太政官が関与しない「内」における補弼だったのである。遣唐使問題に関する「太政官返牒」作成において道真が担つたのは、宇多から太政官への勅命伝達が開始される前に、天皇の「内」側で勅を代作したことであつた。¹⁵⁾

註

- (1) 森公章も菅原道真の政治手法という視点からこの二つを関連づけて論じている。森公章「菅原道真と寛平度の遣唐使計画」(『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川弘文館、二〇〇八年、初発表二〇〇六年)
- (2) 増村宏「遣唐使の停止について」(『鹿大史学』二二、一九七三年)
- (3) 石井正敏「いわゆる遣唐使の停止について」(『中央大学文学部紀要史学』三五、一九九〇年)、同「寛平六年の遣唐使計画について」(『中央大学人文科学研究所編『情報の歴史学』中央大学出版部、二〇一一年)
- (4) 渡邊誠「寛平の遣唐使派遣計画の実像」(『史人』五、二〇一三年)
- (5) これまであげたもののほか、佐藤宗諱「寛平遣唐使派遣計画をめぐる二、三の問題」(『平安前期政治史序説』東京大学出版会、一九七七年)、鈴木靖民「遣唐使の停止に関する基礎的研究」(『古代対外関係史の研究』吉川弘文館、一九八五年)、同「菅原道真と寛平の遣唐使」(『天守府天満宮文化研究所編『菅原道真と天守府天満宮』上、吉川弘文館、一九八五年)、保立道久『黄金国家』(青木書店、二〇〇四年)、山尾幸久「遣唐使」(『東アジア世界における古代史講座六 日本律令国家と東アジア』学生社、一九八二年)、龍肅「寛平の遣唐使」(『平安時代』春秋社、一九六二年)などを参照。
- (6) 増村宏「遣唐使停廃の諸説―後期の諸説」(『遣唐使の研究』同朋社、一九八八年、初発表一九七六年)
- (7) 山尾幸久「遣唐使」(前掲註5)は、「太政官返牒」について、「宇多天皇の意志を奉じて左大史の道真が文章化したもの」とするが、道真は左大弁なので誤りである。
- (8) 渡邊誠は「寛平の遣唐使派遣計画の実像」(前掲註4)で、「また、九月の奏状(古尾谷註…本稿における「道真奏状」)で、道真が『中権録記之状、遍下公卿・博士、詳被定其可否。』と述べていることから、その派遣決定に至る審議は、広く公卿層に情報を開示して検討されたことではなかったことも、増村氏が早く指摘する通りである。具体的には

現任公卿全員で構成される陣定に諮問する(『博士』にはその議定のための参考資料たる勘文の提出を命じる)ことなく、決裁権者である天皇とそのブレーンとで検討が進められたことをこの記述は示している。」としており、この見解は増村に依拠するとしている。しかしながら、増村は「遣唐使の停止について」(前掲註2)で、「その(筆者註…遣唐使計画の)決定は「公卿博士の詳定」によらないものであったらしいことは、第二文書(古尾谷註…「太政官返牒」のうち「臣等伏願以中権録記之状、遍下公卿博士、詳被定其可否……」の部分)によって推察される。」としている一方で、その部分について同「遣唐使停廃の諸説」鈴木氏の論説(『遣唐使の研究』同朋社、一九八八年)では「八月二十一日の決定(遣唐使の任命)は、中権の『録記』を遍ねく公卿博士に検討資料として下して詳かに定められたものではなかった、と推察できるのである。」と説明しているので、情報開示が充分ではなかったが正式に公卿議定を経ていると考えていると思われる。

(9) 森公章は、「太政官返牒」と「道真上表」の間で新たな情報をもたらされたと判断する材料はなく、中権が短期間に何度も情報を寄せる必要はなかったという理由で、「中権上表」と「中権録記」を同じものとする(森公章「菅原道真と寛平度の遣唐使計画」(前掲註1))。石井正敏は「太政官返牒」中の「中権上表」は遣唐使を促すもの、「道真奏状」中の「中権録記」はこれを止めようとするものであることについて、「太政官返牒」は派遣を決定した太政官の立場で、「道真奏状」は派遣を停止しようとする道真の立場で書かれているため、同一の「中権上表」「中権録記」が異なる形で言及されているとみて、整合的に解釈する。なお、森公章は石井らの見解を受けて再論した「寛平度遣唐使再説」(『遣唐使と古代対外関係の行方』吉川弘文館、二〇二二年、初発表二〇一四年)において、「菅家文草」の読み下しを改めているが、両者が同一であるという見解は維持している。

一方、佐藤宗諱「寛平遣唐使派遣計画をめぐる二、三の問題」、保立道久「黄金国家」(いずれも前掲註5)は「中権上表」と「中権録記」を

別のものとするが、論拠は本稿と異なる。

- (10) もし多数説通り「中權上表」と「中權録記」が同じものだったとすれば、最初に派遣を決定した朝議の際に公卿に開示されたのは「中權上表」の一部であって、道真が上表を書いた段階では中權の反対意見が書かれた当初未開示の部分のみを判断を変えたということになる。森公章「寛平度遣唐使再説」(前掲註9)はそのように理解している。
- (11) 『愚管抄』、『公卿補任』など。
- (12) 奏上宣下は納言の権能に他ならなかったため、この措置に抵抗して他の納言が政務を拒否したのであった。
- (13) 山本信吉「平安中期の内覧について」(『撰関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三年、初発表一九七二年)
- (14) 『寛平遺誠』
- (15) 「内」の補弼については、別稿を準備している。

キーワード：宇多天皇、菅原道真、太政官政務

AbstractEmperor *Uda* and *SUGAWARA no Michizane*'s Involvement
in Daijokan (Council of Administration)

FURUOYA Tomohiro

The purpose of this paper is to clarify what kind of role *SUGAWARA no Michizane* played in the affairs of the Daijokan in the era of Emperor *Uda*. As specific points of discussion, this paper took up the issue of sending envoys to Tang China and the issue of dispatching envoys to supervise local finances. As a result, the following facts were clarified. *SUGAWARA no Michizane* was never consulted by Emperor *Uda* before the council of the Daijokan, and was only asked to assist him as a member of the council of the Daijokan.

Keywords: Emperor *Uda*, *SUGAWARA no Michizane*, the affairs of the Daijokan